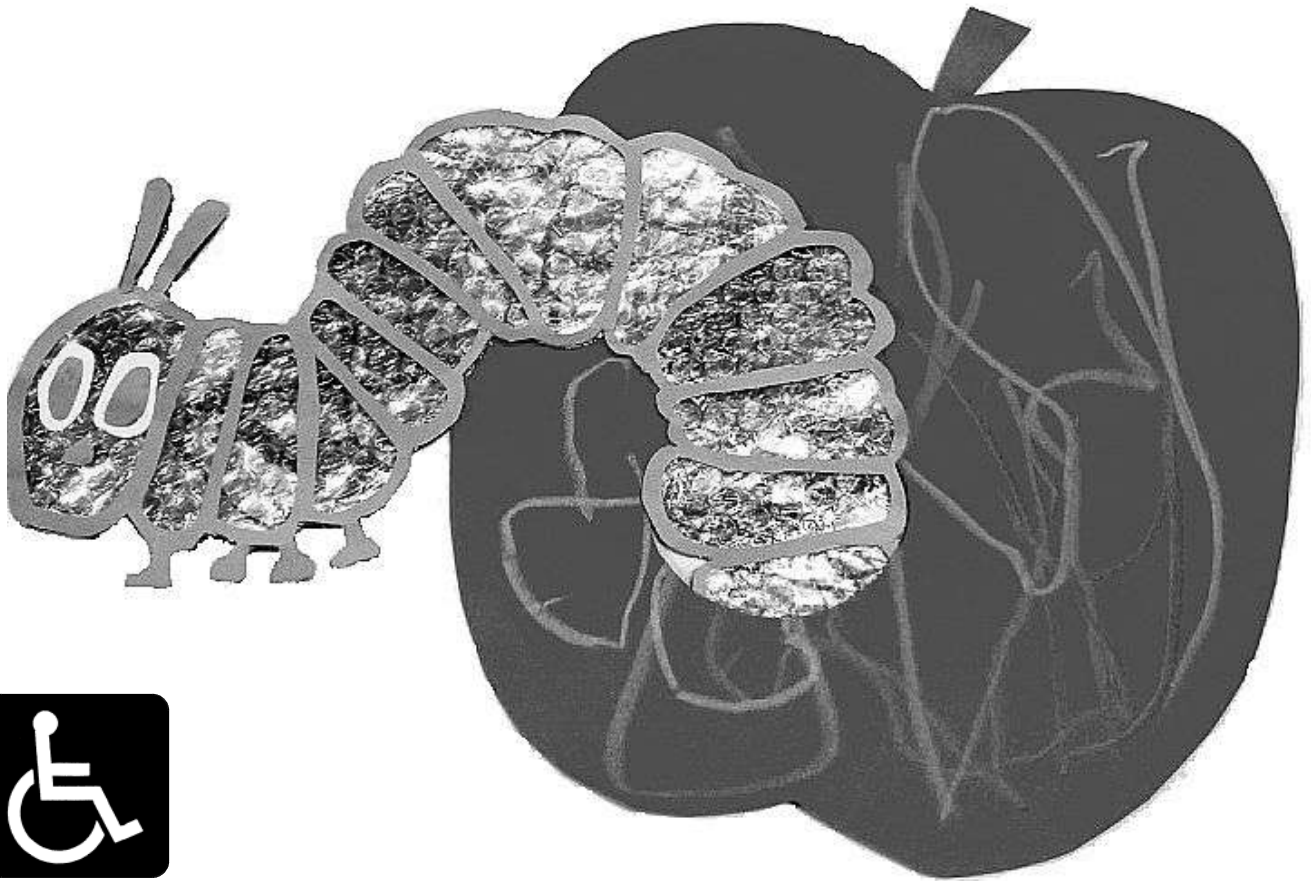


進路のしおり

～ 新時代の支援のはじまり～



この冊子は、県内の肢体不自由特別支援関係校が集まって、毎年編集発行されているものです。小学部に入学し高等部を卒業するまでの12冊の冊子をご覧になって、日々の、あるいは将来の豊かな生活を送っていただくよう願っております。

今回は生涯にわたるさまざまな支援を紹介するとともに障害者総合支援法に基づく障害者生活支援センターの役割も書いていただきました。変わっていく支援の姿を理解していただければと思います。

イラスト 中学部3年 坂下 彼方さん
(川島ひばりが丘特別支援学校)

<目次>

卒業後の生活	P. 1 ~ P. 3
地域支援	P. 4 ~ P. 6
施設紹介	P. 7 ~ P. 11
スポーツ	P. 12 ~ P. 13
制度紹介	P. 14 ~ P. 15
用語解説	P. 16

- 埼玉県高等学校進路指導研究会 / 特別支援教育部会・肢体不自由特別支援学校小委員会
- 埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会 ● 埼玉県特別支援学校校長会

社会人1年目をふりかえって

高等部を卒業し、すぐに社会人として働き出した島田郁弥さんに、学校と社会との違いやコミュニケーションの大切さを、経験を通して語っていただきました。

1.はじめに

僕はH27年3月に宮代特別支援学校を卒業し、久喜市にある病院の事務の仕事をしています。就職したての頃は、学校と職場とのギャップで悩むこともたくさんありましたが、現在は仕事や職場の雰囲気にも慣れ、毎日頑張っています。そんな僕の職場のことや自動車免許取得の経験、余暇活動について紹介したいと思います。これから就職する方たちの参考になれば嬉しいです。

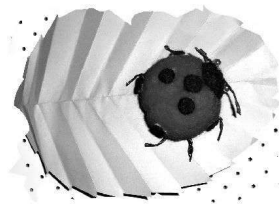
2.仕事について

僕は久喜市にある病院の総務課に勤務しています。通勤方法は、就職した当時は電車通勤でしたが現在はマイカー通勤です。電車通勤だと家から最寄り駅まで距離があるので、雨の日や風の強い日は大変でした。車だとその心配はありません。でも運転中は交通事故を起こさないように、神経を使うのでとても疲れます。

総務課は主に、給与業務や資料（データ）管理、人事労務など幅広い業務を行っている部署です。その中で僕はパソコンを中心に、色々な業務をしています。教えていただいた事はその都度必ずメモをとり、不安な時は再度確認し、間違いがないように心がけています。以前見直し不足でミスを見落としてしまい失敗したことがあるからです。任された仕事は緊張しますが、やりがいもあります。だから絶対に失敗しないように、いつも注意しています。

仕事をしていく中で、一番悩んだことがあります。それは「コミュニケーション」です。職場内は自分よりも歳上の方ばかりで、話しづらく当初は悩んでばかりいまし

た。もともと話すことが苦手な僕は、会話にも入っていかず、お昼ご飯も1人外で食べることがほとんどでした。でもある時、「暑いから室内で食べれば？」と言われて室内で食べていたら一緒に食べていた上司の方々の会話が面白く、自分もいつの間にかその会話の中に入っていました。ふだん会話したことがなかった方とも話せるようになり、仕事もやりやすくなりました。今では笑いながら会話を楽しんでいます。このことで簡単なあいさつや返事が、仕事をするうえで、とても大切なことを知りました。



3.自動車免許の取得について

僕は在学中に車の免許をとるため、新座市にある「東園」という教習所に1月～3月までの合宿免許に挑戦しました。毎日必ず1時間は乗れるコースで、教習のペースは順調でしたが、学科が難しく、3ヶ月で合格できるかとても不安でした。車の運転は自分が運転しているのが信じられないくらい不思議な感覚で「怖い」というよりも「楽しい」という感情の方が強く感じまし

た。S字クランクが得意でこの項目が一番好きでした。路上で初めて走ったときには雪が降っ



ていてさすがに恐かったです。入社日までに取得しなければならないプレッシャーの中で、生まれて初めてというくらい真剣に学科を勉強したことが今でも印象に残っています。その後の仮免許試験や教習所の卒業試験、鴻巣市の免許センターでの本試験と皆一発で合格することができ、3/14の卒業までに免許をとることができて、とてもよかったです。

また、合宿生活の中では自分から考え協力し合いながら生活する事を学びました。親元を離れて生活できるのか、知らない人と一緒の部屋で孤立しないか、洗濯や食事、入浴もすべて自分でやっていけるか不安だらけでした。でも、出会った同じ部屋の方たちとの合宿生活で協力することを学び、次第に友達になり、とても楽しく過ごせました。今では良い思い出です。現在は、初心者マークもとれて油断をせずに毎日通勤で運転しています。

4.休日について

休日の日は、車イス陸上の練習をしています。車イスといっても日常でよく目にするものではなく、競技用車イス「レーサー」



レース中
(中央が島田さん)

5.最後に

「進路のしおり」第23号で筒井さんが言われた様に、「学生は教えてもらうという受身の立場、仕事は自分から…」とありました。学生の頃は考えたこともありませんでしたが仕事を始めてからは痛切に感じました。免許の合宿中も食事の時に自分のできる事は自分でやらないとみんなに迷惑がかかります。「支援学校って自分でできそうな事でも人に頼むの?」と言われたこともありました。このことから、やる前から「自分には難しいから人をお願いする。」ではなく、「できるところまで自分の力でやる。」「やる前からできないと決めつけない。」という気持ちが社会に出るために必要だと強く思うようになりました。障害に甘えたら負けです。仕事は大変なことばかりですが、「根気」を持って頑張れば、必ず成果はでます。つらい時、苦しい時も自分に負けず、進路実現に向かって頑張ってください。

という車イスにのって練習をしています。とても高価なものですが、いつかは給料をためて自分の「レーサー」に乗り、大会に出場することが僕の夢です。小学生のときから車イスで走ることが好きでしたが、中学生から宮代特別支援学校に移り、当時の先生の紹介で車イス陸上に出会いました。毎週の練習では約2時間、10~15kmの走り込みをします。練習はきついですけど仕事がパソコン中心で動かないため、体力維持とストレス発散には役に立っています。今までに東京と長崎で行われた全国大会に出場、東京では1000mで銅メダル、長崎では8000mと15000mで銀メダルをとりました。京都の車イス駅伝にも埼玉県代表で出場し、2区と5区を走りました。決して自分は速くはありませんが、これからももっと速くなれるように練習をしていきたいと思えます。



競技用車イス

杉戸町産業祭表彰式
(スポーツ部門 町長より)



卒業後の生活 (アンケート調査から)

昨年度「卒業後の生活」について試行的にアンケートを実施したところ、大変有意義な回答を頂きました。そこで今年度も同様のアンケートをいくつかの施設に協力してもらい実施しました。その結果、昨年度と合わせて156件の回答を頂きましたので紹介します。

なおアンケートに、ご協力いただいた皆様には大変貴重な情報を提供していただき誠にありがとうございました。今後の進路指導に活用させていただきます。

1 アンケートに協力された卒業生の状況

卒業生の年齢・性別 10~20代：92名(59%) 30~40代以上：61名(39%) 男72名 女83名
 障害支援区分 区分5・6:125名(80%) 手帳所持:1級116名、A129名 生活動作:全介助129名
 主たる日中活動の場:生活介護・通所134人(86%)うち4~5日利用(126名)、入所・自宅15人(10%)

2 学校生活と卒業後の生活について

<在学時に成長されたことでよかったところ>

- ・人間関係、コミュニケーションの確立
人との関わり、コミュニケーションの手段獲得、集団への適応…
- ・身辺、生活面の自立
食事、排泄の自立、生活リズムの安定、精神的な成長、自立訓練による機能向上…
- ・経験域の拡大
学校行事への参加や体験学習、知識力や技術力の向上、外界への意識拡大…
- ・健康、体力の増強
メリハリのある生活、過度な緊張の弛緩、体調の安定…

<卒業後の成長でよかったと思われるところ>

- ・集団への適応(人間関係、コミュニケーション)
誰とでもふれあえるようになり馴染めた。言葉数、伝達力の向上…
- ・安定した生活(身辺・生活自立、健康)
安定した食事摂取と動作の自立、適切な生活リズム、スムーズな気持ちの切り替え…
- ・経験域の広がり
家以外の活動への参加(短期入所、お祭りなどの催し、外出等)、家以外の活動への楽しみ…
- ・情緒の安定
豊かな感情、増えた笑顔、落ち着き、耐性…
- ・成長、発達
体力、個性の発揮、環境への適応力、理解力、興味関心の広がり…

<戸惑っているところ>

- ・介護者(親)の健康、不安
腰痛悪化、親の孤独感・不安感、介護力の低下…
- ・成長、発達のバランス
成長が喜ばしい半面介助の負担増、伝達能力高まり余計なことも、成長と共に頑固さが、…
- ・不安定な情緒、ストレス
こだわり、異なる行動パターン、内面の変化にイライラが、ストレスのはけ口…
- ・発達の臨界期、退行
生活動作の衰え、側わんの進行、発作の変化、医療行為の増加(介護者の負担が大)…

3 これからのライフプラン

「親が元気なうちは、自宅で過ごさせたい。でもいつかは別れて入所施設等で暮らすことになろう。そのためにはショートスティなど親元離れての体験を積ませなくてはならない。」という答え

がほとんどでした。お子さんが40代、親御さんが70代でも同様の答えが返ってきました。が、年が増すと共に、介護負担が多くなり、介護を母親だけでなく父親と共にあるいは兄弟の協力を得ながら行っているという回答が増え、自宅で外部の介護支援を受けるかあるいは入所をと考えあぐねておられる姿が見えました。

もちろん入所施設で生活している卒業生もいます。「たまの帰省を楽しく過ごさせるには福祉サービスが必要でそれが使えないので困る。」と介護の負担は減っても、悩みはつきることがないようにです。

どちらの場合も、親子・家族の愛情の中これからも「楽しい生活」を送ることを願っていました。

4 在校生・保護者に伝えたいこと

早くからの施設見学や進路の情報収集、福祉サービスの積極的な利用、卒業後を見据えた学校生活、親の健康管理など将来に向けてのアドバイスの他、今の学校生活の充実を指摘する回答も多くありました。一部を紹介します。

◆親以上に子どもを愛し理解できる人はいないと思います。そして責任を持つのも親の役目、その上でそれぞれにふさわしい人生を選択していきましょう。(20代)

◆障がいのある子を育てることは大変ではあるけれどさまざまな良きこともあり出会いがある。そっから大切に育ててもらいたい。自分の楽しみ、体も大事にして下さい。(30代)

◆12年間の学校生活はあっという間です。その後の人生の長いことを早く気づいて在学中からアンテナを張り、学習し、(子どもの障がい状況をしっかり把握して)通所施設(もし後援会活動等あれば協力しながら)を探して下さい。放課後ティヤや送迎サービスなど使われている方が多いと聞いていますが、親同士の連携、先輩との繋がりなどが薄くなり情報(インターネット以外)が入りにくくなっているのが心配です。(30代)

◆今利用している支援は先達たちが声をあげ運動して獲得してきたもの。その上にいること。次へバトンタッチする役割があること。話し合い、学びあい、手をつなぎあう仲間集団はかけがいのない財(たから)(40代) (文責 作美)

家族とともに生きる

NPO法人 パーソナルアシスタント・サービス・のっく
代表理事 森山 千佳子

私が、この仕事を32年間続けてくる中で、たくさんの障がいのある方やご家族にお逢いしてきました。出逢ったご家庭には様々な事情があり、障がいのお子さんが、ご自分の家に生まれたその瞬間から、その家庭の状況は一変してしまいます。本当だったら幸せである出来事（新しい命の誕生）が、ご家族にとって現実的には悲しいこととなってしまい、戸惑いの中で暮らしていくこととなります。

それはいったい何故なのでしょう。新しい命が誕生したことに何も変わりはないのに。障がいのある子どもがいると不幸なのでしょう？障がいのある子どもが育つことや生きていくことに対して社会が否定的だからなのでしょう？

私の友人が、アメリカで障がいのある子どもを生子、愕然としているところ、ドクターから言われた初めての言葉が「おめでとう！」だったそうです。そして、「あなたは、母として、一人の人間としてどう生きていきたい？そのため、どんな支援が必要だと思う？」と聞かれたそうです。彼女はとても優れたキャリアを持った女性で、子どもが生まれた瞬間に全てを諦めた自分に「どう、生きていきたい？」と聞かれ驚いたとのことでした。日本だったら、医療機関の方々初めて声をかけられるのは「お気の毒に・・・」という言葉が先だということです。障がいのある子どもの母親になったということや父も含めてそのご家族は、新しい家族を受け入れていく段階を踏みながら、新しい「家族」という形を築いていきます。

今の社会には障がいのある家庭を支援する資源が少なく、親御さんも兄弟たちも複雑な気持ちの中で暮らしています。家族を支え、その家族がその家族らしく共に生きていくことが大切です。どんなにサービスの数が増えても、家族に代わるものはありません。

家族との絆は、全ての人元となります。自分のアイデンティティ、大切な人から守られているという実感、そして、それを土台に、他人との人間関係の形成、そして、自分が信じられる人（友人や仲間）



を作っていく力につながっていきます。障がいがあってもなくても、幼少期から小学校低学年くらいまでの間のじっくりとした時間が、大事な人間形成の時期になります。これは、障がいがあってもなくても、こうした大切な時間の中で人は育ち、そうした体験がないと、思春期に爆発したり、内面に傷を持つことで心を閉ざしてしまったり、取り返しのつかない現象が現れてくるのだと思います。

障がいのある人の兄弟

また、大変な親御さんを小さな頃から見てきた兄弟たちは、自分の気持ちを話すことさえできず、自分の気持ちを抑えてしまい、思春期になってもごく自然な反抗期でさえ出さずできないという現状がおきます。

そんな中で、私たちは桶川市に「障がいのある人の兄弟の会」を立ち上げました。この秋の11月の22日で、第5回目を向かえます。まだまだ手探りの集まりではありますが、もし身近な方で、そういった集まりに参加すると思われる方がいらしたら、是非お声かけ下さい。

きょうだいさんたちも、親御さんと同じように大変な生活をしてきました。同じ境遇の人たちと語り合うことで、ご自分自身の人生を整理しています。こうした経験の中で、いつかは子どものうちからの「きょうだい支援」ができればいいと感じています。



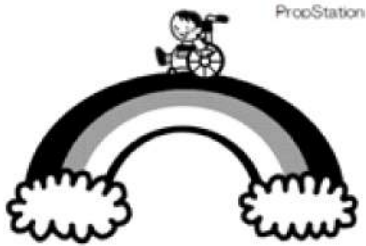
放課後等デイサービスに感じること

私たちが「のっく」を始めた約20年前には、日本中で、親御さん以外の方が学校に子どもを迎えに来るということは、ほとんどあり得ませんでした。

現在、放課後等デイサービスは急増しており、県の方の説明では、県内600ヶ所くらいあり、さいたま市では、おそらく200ヶ所くらいの放課後等デイサービスがあると思われます。子どもたちは、そこで何を得て、どんな時間を過ごしているのでしょうか？もちろん、親御さんの大

変さや、現在の社会の状況から親御さんが働かなければならない生活もあるでしょう。また、子どもたちが、下校後まっすぐに家に帰る生活がいいと思っている訳ではありません。

ただ、預かるということではなく、子どもたちが安全に過ごし、健やかなる成長につながる時間をご家族と共に、子どもたちの未来を築いていけるような居場所作りが大切なのではないでしょうか。その中で共通認識を持ち、子どもの生活全般と将来を見据えた支援が必要になってくると考えています。



大学での『豊かな』学び・生活へ

大学進学をした生徒はどのようにして学業・生活を充実させているのでしょうか。もちろん自身の努力あり、そして、……

大学における障がいのある学生への支援・配慮について、各大学は、組織体制を整え、適切なサポートができるように取り組んでいます。

入試を受ける際、例えば、大学入試センター試験では「チェック解答、代筆解答、試験時間の延長、試験会場への乗用車での入構、トイレに近い試験室」など、必要に応じた配慮を申請することができます。

実際に大学生活を送るうえでも、「移動介助、トイレ介助、ノートテイク、実習サポート、環境面配慮」などの言葉をよく耳にするようになりました。（もちろん、支援・配慮の必要・不要を含め、人それぞれではありますが）可能であるサポートを有効活用しながら、（大学での）学業・生活を充実させているようです。「自分の努力」という部分に「サポート」を上手くつなげていくことにより、自身の学びを高めているのだと思います。

浦和大学の障がい学生支援委員会様の御協力のもと、身体障がいのある学生及びアシスタントスタッフ（学生ボランティア）にインタビューをさせていただきました。

- 「浦和大学 障がい学生支援委員会」 簡単なお紹介
 - ・障がい学生支援室（ほっとコミュ）を運営
 - ・講習、講演会の実施（アシスタントスタッフ養成を含む）
 - ・新入生オリエンテーション時に「支援ガイド」を全学生に配付（事前の個別面談もある）
 - ・支援の相談→面談→アシスタントスタッフ（学生ボランティア）を募る→サポート
 - *「自身の努力、支援内容」の2つの観点から可能なことを考え、学生スタッフが可能なサポートを実施する。

<身体障がいのある学生とのQ&A>

(1) どんな時に依頼をしましたか。

大学の行事やゼミなどで、「外部施設の人と交流がしたい」という企画を立てた場合に障がい学生支援委員会の先生に相談し、「介助者をつけて欲しい」と依頼しました。

家族を支援して、本人の自己実現と自立を考える

私たち、障害のある子どもや家庭を支援する立場としては、家族を一面的に捕らえるのではなく、その家族の成り立ちや、親御さんの育ててきた過程、その子どもがどういった環境で育ってきたか等を知った上で、支援していかなければならないと思っています。また、学校においては、学校に上がる前の情報、学校から帰った後の生活、家族関係、卒業後の生活や自立等を見据えた教育が必要になってくると考えています。

教育も支援も、目の前に存在する家族の一員一人ひとりと、子ども自身が生きてきてよかったと思えるような人生を歩んでいけるように、お付き合いをしていくことが大切だと思っています。

(2) サポートを受けるにあたり、気をつけていること、意識していることは何ですか。

「自分にとって気をつけなければならないことをあらかじめ伝えておく」です。

例えば、

- ・ 電動⇄手動に切り替える時
- ・ 食後に薬を服用する場合
- ・ 靴を履かせてもらう時（どのように履かせてもらいたいのか）

そして、「何をどうして欲しいのか」をきちんと伝えることです。（遠慮せずに頼む）

(3) 思い出に残る場面はありますか。

電車の席に移乗する時、入浴する時、階段や段差を上る時などです。

(4) 入学当初の頃と現在で、依頼する際、(思いや考え) 変化はありますか。

入学当初の頃、(初対面の人と) 事前打ち合わせをしたときも緊張して上手く話すことができませんでした。現在、(初対面の人と) 挨拶や少し会話もできるようになりました。

*アシスタントスタッフ(学生ボランティア)は、その都度違うので初対面となります。

＜アシスタントスタッフ(学生ボランティア)とのQ&A(要点として記載)＞

(1) ボランティアのきっかけは何ですか。

- ・ 先生に声をかけられ、資料を読んでいく中で「やってみよう」と決意
- ・ この経験を通して、現在の介護福祉の学びが広がるのではないかと考察

(2) 依頼を受けた学生と共に生活・活動してみても思い出に残る場面は何ですか。

ゼミ合宿(宮城県被災地の障がい者施設での活動「七夕まつり」)

- ・ (ちらし配りで) 彼がなかなか行動を起こさない様子⇒「自分でやってみたら」と声かけ⇒自分から積極的に…。何か自分の殻を破ったかのように⇒思わず「すげえ」と声が出た。(その瞬間を共にしたか

(5) 大学の学びを活かして、将来の夢は何ですか。

大学で学んだことを活かして、障がい者を影ながら支えることのできる社会福祉士になりたいです。

また、学業を終え、帰り際に以下のことについてもお話をいただきました。

- ・ (特別支援学校の) 生徒会活動で、人前で話す経験があったからこそ、すぐに大学生活に馴染めたこと。
- ・ 大学が用意してくれた「高さの合う机」について、友達が机の教室移動を手伝ってくれていること。
- ・ キャンパスライフ(友達の良さ、90分という長い授業時間 昼食前後の効率的な時間活用等)



らこそ得られた感動。)

- ・ (車椅子を押していると) 一般の人がそっと横へ動く姿、彼が物を落とした時に取り上げる姿⇒一般の人が向ける優しさ(人と人のかかわりへ意識の拡大)
- ・ (入浴で) 湯船の形、湯量、すべりやすさなど、「入りにくさ」への気付き(環境面へ視点の拡がり)

(3) アシスタントスタッフ(学生ボランティア)の経験を通して何か変化がありましたか。

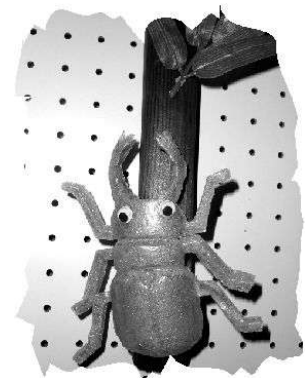
(経験前) 心のどこかで障がいのある人は「たいへん」という思いから

(経験後) 大学で学ぶ同期の仲間(人間)で、「同じ」という思いへ

インタビューを終えて

- ・ 『自分のこと、自分の考え』を『自分の言葉』で(具体的に)伝えることの大切さ
- ・ 体験を通して、様々なことを吸収し、たくましく(エネルギーに)成長していく若者の姿
- ・ (お互い) 一緒に生活・活動したからこそ得られた心の変化

平成28年4月に障害者差別解消法(合理的配慮)が施行されました。学業・生活の充実へ向け、各大学の支援・配慮のあり方(工夫)もますます変わってくるものと思います。入試相談(個別相談)時に、担当の方へ質問(問い合わせ)してみたいかがでしょうか。(文責 糸井)



県内施設等の紹介

「施設選びは実際に見学や実習を通して考えたほうがよい。」とされます。それは施設案内のパンフレットには出ていない施設それぞれの思いを知るために必要なことかと思えます。

どのような方も受け入れよう！

(福) 希求会

な な ほ し (生活介護、短期入所)

〒337-0012

さいたま市見沼区東宮下1-68

TEL 048-681-7744

「障害のある方の基本的人権（自由権、平等権、社会権、幸福追求権）が保障されるための環境を整え、障害のある当事者と地域の中で当たり前のように生活することのできるノーマライゼーション社会を実現していく活動を通して、親亡き後も、これから生まれてくる子供たちのためにも、誰もが安心して幸せに暮らせる社会を希求していく。」という理念の基、知的障害者対象の「さくら」「きらり」の2つの事業所に加え、新たに生活介護事業所「ななほし」を平成28年に立ち上げました。



車いすのまま入れるお風呂

「ななほし」は、1階を知的・肢体不自由を併せ持った重症心身障害者（すてら班）、2階を知的に重度である障害者（にじいろ班）を対象に定員40名規模(H30~)の施設です。すてら班はゆったりとしたスケジュールで、心身のリラックス(スヌーズレン*1、リラクゼーション)や、身体

のリハビリテーションを重視した活動班で個々に医療的ケアや入浴支援等をスケジュールに組み入れて、特に個別性の高い支援を行っています。にじいろ班は運動やレクリエーションなどの「動」の活動(ウォーキング、運動療法)と、作業や創作など「静」の活動(調理、陶芸、栽培)を効果的に組み、メリハリのある1日を送ることを重視した活動班です。

「ななほし」は、当初、法人としては重症心身障害者の受け入れは経験がなく難色を示していましたが、施設長の「必要性があるのなら、分け隔て無く受け入れよう！」の言葉から積極的に重症心身障害者の受け入れを進めています。医療的ケア、入浴サービスなど今までこの法人ではやっていなかった支援サービスもここでは取り入れようとしています。「医療的ケアを要する方は血圧よりもSPO₂(血中酸素飽和度)の測定が大事なのです。学校の先生方は常識かも知れませんが、我々はそのようなことも知らずに医療的ケアに対応しようとしています。皆さんに教えてもらいたいことがたくさんあります。これからもいろいろと教えて下さい。」求める福祉サービスの必要性を訴え、さらに訴えるだけでなく、皆で使いやすいように作り上げていく。このような姿勢が大切であることに気づかされました。



左右どちらからでも介助可能↑
↓自由に曲げ伸ばしできる水道

短期入所

5室、医ケアにも応じるよう看護師配置も考慮していきたい。



「ななほし」の7つの運営方針

- ☆利用者の楽しい場所として「輝く」。
- ☆利用者の安心できる居場所として「輝く」。
- ☆利用者が、仲間や社会とつながることのできる場所として「輝く」。
- ☆利用者の人生の選択肢を増やす(可能性を広げる)場所として「輝く」。
- ☆職員が利用者のねがいに寄り添い、ともに「輝く」。
- ☆利用者が地域・社会の一員として認められ、地域の宝として「輝く」。
- ☆利用者とその家族が幸せになり、「輝く」。



重症心身障害児者のために！

(株)ハート&アート

チルドレンズ・リハステーション ダイアリー

(重症心身障がい児の児童発達支援・放課後等ディサービス)

〒337-0042

さいたま市見沼区南中野492-1蔵楽Ⅱ101

TEL 048-884-9851 Mail daiary@heart-art.co.jp

施設紹介

代表の茂木さんは、家族に障害のある方がおられ、その介護のために作業療法士になられた方です。そしてリハビリと介護士仲間を集め、リハビリを主とした「株式会社ハート&アート」を立ち上げました。障害者から高齢者まで、自分のため・家族のため・大切な誰かのために役割を持って生きることが支援する会社です。

リハビリ&ディサービス ダイアリー、居宅介護支援センター ダイアリー

40歳以上で介護保険適用の方のリハビリを行う施設です。作業療法士、理学療法士、言語聴覚士と看護師、介護支援専門員、セラピー犬トレーナー、保育士によって作られたハート(心)とアート(技)を提供する施設です。

チルドレンズ・リハステーション ダイアリー

重症心身障がい児を対象とした児童発達支援・放課後等ディサービスを行っています。子どもたちそれぞれに応じた「心のケア・体のケア・家族のケア」を地域で担うことを理念としています。

対象児 受給者証が交付され、重症心身障害児の支給決定を受けた方。

定員 1日5名

営業日 火曜日～土曜日(日曜、月曜は休み)。

*祝祭日、春、夏、冬の長期休暇も営業。

営業時間 <火曜日～金曜日>

○児童発達支援 10:00～14:30

○放課後等ディサービス 13:30～18:00



*年末年始をはさむ4日間はお休み。

<土曜日、祝祭日、長期休暇>

○児童発達支援 10:00～14:30

○放課後等ディサービス 10:00～17:00

茂木さんのお話では「この2つの施設で、お子さんと40歳以上の方の対応ができるようになりました。でも18歳からの成人の方への支援ができず心苦しいです。」と伺いました。現在、その受け入れ先として新規に生活介護事業所を作ろうと計画なのだそうです。しかし、場所の確保をはじめ、送迎の問題、スタッフの配置等様々な難問を抱え、苦慮している状態です。「重症心身障害者の施設が少ない。」「学校卒業してからの機能訓練の場がない。」

児童発達支援事業—重症心身障害—

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、その他必要な支援を行います。重症心身障害児を対象とする場合は、看護師や療法士の設置が義務づけられ、より手厚い支援が受けられます。放課後等ディサービスと抱き合わせて行われています。

と支援を求める声に何とか応えようと努力されている姿に頭が下がります。

最後に「学校に行きたくても学校に行けない子が地域にいることご存じですか？スクールバスに看護師が同乗するだけでもこの子達は通えます。是非学校でも考えてくれればいいなと思います。」というお話を伺いました。

放課後等ディサービス

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業。学校の授業の終了後または学校の休業日に、上記内容の支援が受けられます。児童発達支援事業は就学前のお子さんを対象としているのに対し、こちらは18歳までの教育期のお子さんを対象としています。



企業就労を目指して!

国立障害者リハビリテーションセンター

—就労移行支援について—



〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1
Mail soudan@rehab.go.jp

当センターは、医療から職業訓練まで一貫した体系の元で、障害のある方々の自立及び社会参加を支援する総合的な施設です。就労移行支援では、就労を希望する主に身体障害者の方に対して、事務系や作業系の職業訓練を提供しています。訓練期間は評価を

経て設定しますが、多くの方は1年前後です。

なお、ご本人の生活動作や健康管理の方法、通勤手段の確立、地域の相談支援、就労支援センターによる支援体制を具体化しておくことをお勧めします。

① 訓練内容

事務系訓練では、ビジネス文書で多用する漢字の読みや文章の入力練習を、自主訓練ソフトを活用して繰り返し練習できます。伝票チェックやデータ入力の事務作業では正確さと速度向上を目指します。また、ワープロや表計算ソフトの操作はテキストを読み解きながら学習を進め、検定試験に挑戦します。どの訓練も、常に成果と課題を指導員と振り返りながら訓練を進めます。

基礎段階が終わると職場体験訓練に配属となり、



名札作成や名刺印刷業務の受注から納品までの工程の役割を担います。

作業系訓練では、郵便

便発送準備や事務用品のピッキング等、様々な作業体験をします。必要に応じて学習訓練（国語、算数）も提供しています。

各訓練では、技能習得と共に職場における報告・連絡・相談や、他者との協力の必要性を理解して、職場での行動の仕方を実践的に習得するなど、働くための力を付ける支援を行っています。

更に専門的な職業訓練を希望する方は、同敷地内にある国立職業リハビリテーションセンターの評価を受けることもできます。

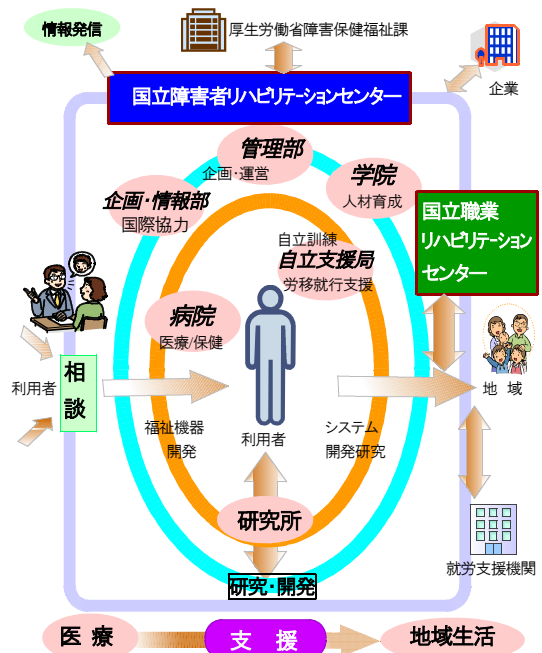
② 就職活動と進路

訓練を通じて、自分の適性に合う職種や会社を決め、履歴書や自己紹介状を作成し、就職活動に向けた準備を進めます。就職セミナーによる模擬面接や企業による講話もあります。就職面接会、職場見学、職場実習にはケースワーカーも同行します。こうして肢体不自由の方も、主に事務職として様々な企業に就職しています。昨年は、訓練終了後に在宅就労に至った方も1名いました。なお、就職後も連絡や訪問などの職場定着支援を行っています。



※利用に関する相談窓口

総合相談課04-2995-3100（内線2211～2215）



<組織と業務内容(HPより)>

みんなひとつになって～あかり10年の歩み

特定非営利活動法人 あかり

〒346-0014 久喜市吉羽1-32-24

TEL 0480-24-2060

URL <http://www.akari2006.or.jp/>

特定非営利活動法人あかりは、2006年3月に設立し、現在は児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障がい児・者自立支援事業所、障がい児・者生活サポート事業所、就労支援事業所の18事業所を久喜市、加須市、羽生市、宮代町、伊奈町で運営し、地域に根付いた福祉活動および障がい児・者福祉サービス事業を展開しています。また、平成29年には、春日部市に「あかり学園」〈2年制・特別支援学校を卒業した18歳以上の方の自立訓練（生活訓練）*2を通じて本人の可能性を伸ばすことを目的〉を開設予定です。

代表理事の川岸恵子さんと統括責任者の古堺義通さんの出会いから10年、あかりはお二人の理念の下大きく成長してきました。これまでの取り組みの様子は『「障がいをもつ子の育て方」がよくわかる本』『あかりの想い 100年後のあなたへ』や朝日新聞（H28.8/2～8/6）でも詳しく紹介されています。就学前から高等部卒業後の生活まで、切れ目のない支援を行い、一人ひとりの子どもの可能性を信じ、はじめからできない、分からないと決めつけしないで、その子のニーズに合わせた支援を続け、環境を整えることで、子どもたちが自分の力を少しずつ開花させていく様子には、目を見張るものがあります。

特に特別支援学校卒業後の進路では、すぐに一生過ごす事業所を見つける（決める）ということではなく、その人の可能性を信じ、現時点での成長の過程に合わせた（相応しい）事業所に通い、その人の能力を伸ばしながら、仕事をする力を身につけてもらい、その人にあった仕事を見つけて自立できるようにしていくという考え方を取っています。そのために、あかりワークス姫宮（就労移行支援・就労継続支援B型）、あかりワークス国納（就労継続支援A型・自立訓練）、あかりワークス岩瀬（就労継続支援B型・自立訓練）を運営しています。

（文責 谷田部）



あかりワークスの趣旨

障がいを持っていても大人として自立して、
生活をしていくことを目標とします。
やりがいのある仕事に就き、給与を得る事で、
自分に自信を持ち大人として自他ともに
認められる存在として生きていくことを実現します。
仕事人が人を成長させることを信じて活動する就労施設です。



あかりワークスで袋詰めされたおせんべいは、保育園のおやつになったり、東武動物公園や国会議員会館のセブンイレブンで販売されたりしています。



地域における障害児（者）との「共生社会」の実現へ貢献します。

社会福祉法人 埼玉療育友の会

障害児入所施設 療養介護施設 埼玉療育園

〒369-1204 埼玉県大里郡寄居町大字藤田179-1

TEL 048-581-0351



埼玉療育園は、昭和33年に埼玉県にただ一つの肢体不自由児施設として設立され、障害児療育を行ってきました。ですが、疾病構造の変化で年々入所者が減少したこともあり、平成22年に重症心身障害児施設を併設しました。さらに、平成24年の児童福祉法の一部改正にともない医療型障害児入所施設*3・療養介護施設に施設変更されました。

< 埼玉療育園の事業内容 >

- ・肢体不自由児及び重症心身障害児（者）*4に対して医療法に基づいたケアを行いつつ、機能訓練、日常生活支援、教育の付与、療育*5を行います。
- ・地域支援事業として障害児短期入所、児童発達支援、特定相談支援・障害児相談支援、障害児（者）生活サポート、居宅介護、移動支援を行います。
- ・外来診療は内科、小児神経科、整形外科、児童精神科およびリハビリテーション外来を行います。



< 埼玉療育園での生活 >

障害児入所施設には未就学児7名と学齢期の24名が入所しています。また、療養介護施設には現在40名の障害者の方が入所されています。毎日の生活の中では「看護」（快適な日々を過ごせるように看護と細心の健康管理）「育成」（ニーズに寄り添った個別支援サービス）「リハビリ」を特に大切にしてお入所者の皆さんの支援にあたりているそうです。小学部1年から高等部3年までの学齢期になると、療育園からスクールバスで熊谷特別支援学校に登校し学校生活を送っています。登校が困難な場合は、施設内訪問教育により教育活動が展開されています。また、1年を通してさまざまな楽しい行事が計画されています。新年会やお花見、クリスマス会などの季節的な行事をはじめ、地域行事へ参加して地域の方々との交流を深めたり、ショッピングモールに出かけて買い物や食事を楽しむこともあるそうです。（文責 船戸）



療養介護

「療養介護」は、障害者総合支援法に基づくもので、医療および常時の介護を必要とする重度の心身障害者（支援区分5、6）に対し、機能訓練や看護や介護等のサービスを行うものです。県内ではここを含め6カ所程ありますが、常に満床状態で利用しづらい状況です。

「医療型障害児入所施設」は児童福祉法に基づくもので、児童に対して療養介護同様のサービスが提供されます。どちらも施設から地域生活への移行、多様なニーズへの柔軟な対応等が課題になっています。



2020年東京パラリンピック開幕

2020年東京パラリンピックから正式種目に決定したパラバドミントン。埼玉県にお住まいで注目の選手がいます。所沢市在住の小倉理恵選手です。今回は、その小倉選手にお話を伺うことができました。



○小倉選手のプロフィール、主な戦績 小倉 理恵 (おぐら りえ)

熊谷市出身。現在、所沢市在住で夫と子ども二人と住むママさんアスリートです。

- ・2013年 世界選手権 (ドイツ) WH2女子ダブルス3位/WH1-2混合ダブルス3位
- ・2014年 日本選手権女子シングルス (車いす) 優勝
- ・2015年 中国国際WH1-2女子ダブルス3位
- ・2015年 アイルランド国際WH1-2混合ダブルス3位
- ・2015年 世界選手権 (イギリス) WH2女子シングルス3位/WH1-2女子ダブルス3位/WH1-2混合ダブルスベスト8

○パラバドミントンとの出会い

先天性多発性関節拘縮症でクラッチを使っ



ての立位での移動はでき、身体を動かすことはずっと好きでしたが、思うように動かないジレンマを感じていました。いろいろな競技を経験した中で車いすバドミントンに出会い、車いすスポーツのスピード感などに楽しさを感じました。

○アスリートをめざすきっかけ

車いすバドミントンは、ずっと長い間レクリエーション的に活動していました。ある大会をきっかけに強い選手と出会い、かかわっていくことで次第に自分も強くなりたいという気持ちが芽生えてきて、今に至っています。夫もバドミントンをたしなんでいたこともあり、家事、育児など協力してもらいおおいに助かっています。

○競技ルールについて

パラバドミントンは6つのクラスに分けられています。そのうち2つが車いすのクラスです。車いすでのシングルスは、通常のコートのためを1/2サイズにしてある中で競技を行います。



1	WH1	車いす	下肢	シングルス を半面で行 う
2	WH2			
3	SL3	立位	上肢	シングルス を全面で行 う
4	SL4			
5	SU5	低身長		
6	SS6			

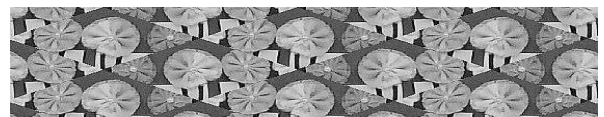
(日本障がい者バドミントン連盟HPより)

○普段の練習場所について

主に所沢サン・アビリティーズ、所沢市民体育館などを利用していますが、混んでいて予約を取ることが大変です。予約が取れずに練習ができない時もあります。中には、車いす使用禁止の体育館もあるので困っています。

○普段の生活について (仕事、家事との両立等)

海外遠征等で仕事に穴を開けることもあり、申し訳ない気持ちもありますが、仕事先では、理解していただき、ありがたいなあと思っています。土日の練習がメインのため、家庭の触れ合いが減ってしまっている現状もありますが、大会でメダルを取り、メダルをみせると子どもが喜んでくれるので、より頑張りたいと思っています。





○これからの意気込みなど

まだ、パラリンピックの種目になっていないことを知らずに、職場の同僚から、「あれ、リオのパラリンピックに行かなかったの？」などと聞かれたりすることがあります。このたび、新種目になったので、まずは、東京パラリンピックに出ること、そしてメダルをとることが目標です！

○読者へのメッセージ

はじめは、楽しいだけで充分です。いろいろなことに挑戦してほしいと思います。



私は、はじめの試合は、惨敗でした。続けていくことでいろいろな目標が見つかってくると思います。

その中でぜひバドミントンも体験してみてください！

インタビューでは、アスリートらしく、とても明るくハキハキと答えてくれました。なかなか厳しい練習環境の中でも、世界を目指しパラバドミントンに打ち込んでいる姿には、とてもエネルギーを感じました。これからの更なる飛躍を期待しています。

がんばれ、小倉選手！！



～障がいを超えた触れ合いの場～

(財) 所沢市公共施設管理公社

「所沢サン・アビリティーズ」

〒359-0025 所沢市上安松1286番地7

TEL04-2995-1301



所沢サン・アビリティーズは、障がい者の文化、教養、体力の向上を図ることを目的とした施設です。

サン・アビリティーズという愛称は、「スポーツを通じ、さんさんと輝く太陽のように希望にあふれ、障がい者の持つ能力をすくすくと伸ばしていこう」という願いを込めてネーミングしたものです。

館内には、体育室をはじめ、学習・会議に使える研修室、お茶・お花などに利用できる教養文化室、楽器やコーラスの練習ができる音楽室などの設備が整えられています。

また、障がい者と健常者の交流を図るコミュニティ活動の拠点となるために、地域住民の方にもご利用いただいています。

(以上、(財) 所沢市公共施設管理公社HPより)

様々な障がい者スポーツ団体が登録していて、リオデジャネイロパラリンピックで活躍した選手が在籍している車いすバスケット、東京パラリンピックで正式種目になり本誌で掲載している世界で活躍中の小倉理恵選手をはじめとするパラバドミントン、団体で活躍した選手がいる盲卓球、その他にも車いすテニス、フットサル、吹き矢などの競技の練習が行われています。



利用については、障がい者が3ヶ月前からのネット先着順、その他一般が2ヶ月前からの抽選申し込みとなっています。

(文責 高橋)



相談支援事業、意思決定支援について

社会福祉法人 秩父市社会福祉事業団 障がい者相談支援センター ほのぼの
相談支援専門員 管理者 持田 雅史

相談支援事業について

相談支援事業は障がいのあるみなさんが、地域の中で安心して生活できるよう、また、自立した生活を送るために、相談支援専門員が生活全般についての相談に応じ、福祉サービスの利用方法や施設の紹介等の支援を行う事業で、身近な市町村を中心に展開しています。相談支援事業には「指定特定相談支援事業所」と「指定一般相談支援事業所」の二つがあり、事業所によって相談できる内容は異なっています。

指定特定相談支援事業所

主に障害福祉サービスを利用するためのサービス計画の作成を行います。「障害福祉サービスを利用したいのだが、自分がどんなサービスを選べばいいかわからない」という人たちに対して、相談支援専門員が話を聞き、どのようなサービスが合うのかを話しあって、サービス等利用計画の作成を行います。計画の作成のみで終了するわけではなく、実際に支援を受けた人から、その後の感想や声を聞くなどのモニタリング*⁶を行います。その声を聞いて、作成した計画は本当にその人に合っていたかを判断し、状況に応じて計画の調整を行います。

指定一般相談支援事業所

主に施設や病院を出て、地域で暮らすための地域移行支援・地域定着支援を行っています。長期に渡って施設や病院で過ごしていた方が地域で生活を始めることは、かなり大きな不安を抱えることになります。その不安やストレスをなくす支援を担う存在として、一般支援事業所があります。地域に出るまでの支援と、地域に出てから再入所や再入院をすることなく暮らし続けるための支援の両方を行っています。

1 障害福祉サービス等の利用計画の作成（計画相談支援・障害児相談支援）

主な相談窓口：市町村（指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者）

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント*⁷によりきめ細かく支援するものです。



2 地域生活への移行に向けた支援（地域移行支援・地域定着支援）

主な相談窓口：指定一般相談支援事業者

地域移行支援は、入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

地域定着支援は、入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

3 一般的な相談をしたい場合（障害者相談支援事業）

主な相談窓口：市町村（又は市町村から委託された指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者）

障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

4 一般住宅に入居して生活したい場合（住宅入居等支援事業（居住サポート事業））

主な相談窓口：市町村（又は市町村から委託された指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援や、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

5 障がい者本人で障害福祉サービスの利用契約等ができない場合（成年後見制度利用支援事業）

主な相談窓口：市町村（基幹相談支援センター）

知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用促進を図ります。

なお地域の状況に応じて柔軟な事業形態をとれることとなっておりますので、市町村により異なる場合があります。

意思決定支援とは

意思決定支援とは、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）等で意思決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障がい者を支援する者が行う支援の行為及び仕組みをいいます。「（本人が）意思決定ができないものとして代わりに決める」ということではありません。

どのような障がいがあっても、人にはみな意思があり、支援さえあれば意思決定ができます。意思決定に困難がある人の「自律」が保障されるには、そのような「意思決定支援」の理念と基本原則を定着させていくことが必要で、そのための法制化とその支援を実効性のあるものとして実現するための体制整備が求められています。

どうすれば意思の決定を支援できるか・・・と考えるのが「意思決定支援」のポイントといえます。障がいがあるからといって、何も分からないと決めつけ、その人自身のことを周りが勝手に決めるとするのは、その人の存在そのものを無視し、尊厳を損なうものです。人は必ず「意思」や「意向」、あるいは「考え」や「気持ち」があり、自分で決めることができます。何も分からないと決めつけてきた意識を転換し、どのような障がいがあるうとも、**まずはその人の意思を確認することから始め、そして、意思決定をすることに支援が必要であれば支援を行います。そのことによって「障がいの有無にかかわらず、すべての人が自律的にその人生を生きる権利を保障する」**それが、意思決定支援の意義であると考えられます。

イギリスからの報告

イギリスでは、意思決定能力法（MCA）が、代理・代行決定は本質的に本人領域への侵犯と捉え、誰にでも意思決定能力があることから出発し、本人の意思決定を最大限支援することを定めています。MCAでは、**本人が賢明でない判断をしたからといって直ちに意思決定能力の欠如とは見ず、一定の要件を充足する場合に限り他者による代行決定を許容し、その場合も「最善の利益」**が何であるかについて支援者の行動指針が示され、さらに、一定の重大な意思決定についてはIMCA（イムカ・独立意思代弁人）が関与することが制度化されています。

オーストラリアからの報告

オーストラリアでは、2008年、障害者権利条約の批准を機に、南オーストラリア州で始められた意思決定支援（SDM）モデルのパイロットプログラムにおいて、6か月という短期間の介入にも関わらず、本人が、自信を取り戻し、自分の意思を表明し、自ら意思決定をすることができるまでになったという報告がされています。S

DMモデルは、意思決定者（Decision Maker）つまり障がいのある本人を中心に、トレーナー、見習いファシリテーター、サポーター、非公式ネットワークに属する人、サービス提供事業者、地域社会の人など6つの立場の支援者とともに、本人から表明された希望を実現していくものです。最大の特徴は、**他人が本人にとって最善の利益だろうと考えることを反映した意思決定よりも、本人の表明する希望を反映した意思決定を目指すところ**です。

意思決定支援において非常に興味深いもので、イギリスの制度は、日本の成年後見制度にも比較的取り入れやすい制度と言えます。しかし、運用次第では、代行決定の正当性の言い訳に使われるだけとなる危険性も含まれています。他方、オーストラリアの制度は、他人から見た本人にとっての利益ではなく、あくまで本人の表明する希望を前提として支援していく点で、とても魅力的な制度と言えます。もっとも、日本の現状からすればいきなり標準化するには支援者側にかかなりの意識改革が求められることとなります。

本人の意思決定については「成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」（民法 第858条）と定めるのみで、その具体化は後見人の裁量に委ねられています。「自己決定の尊重」を理念として改正された成年後見制度が利用されているケースでも、後見人が本人は何も分からない状態だからと、本人の意向は聞こうとせず、周囲の意向だけを聞いて本人のことを決めたり、本人が明確に意思を示しているのに、その意思に反して職務を行ったりして、本人の自己決定権が侵害されているとの報告もあげられています。現行の成年後見制度の下でも、本人を中心にすえた活動（定期的な訪問、丁寧に意思疎通を図ること、医療現場での意思決定支援の方法）が、結果的に意思決定支援となっているもので、日本の成年後見制度が、本人の意思の尊重という点で、変わらなければならぬこと、変わらざるを得ないことは間違いありません。

意思決定支援には、本人の思いを育てる意思形成支援と、本人に寄り添ってその実現に助力する意思実現支援があります。どちらも、いきなり現れた第三者にできることではありません。長い時間をかけて、本人や家族と寄り添い、様々な体験を共有した者だからこそ、本人が何に困っているかをさりげなく見出し、どうしたいかを一緒に考え、これを表明する力を育てることができるのだと思います。



*** 1 スヌーズレン (P.7)**

オランダで生まれた活動とその理念。どんなに障害が重い人たちでも楽しめるように、光、音、におい、振動、温度、触覚の素材を組み合わせたトータルリラグセッション。



*** 2 自立訓練（生活訓練、機能訓練） (P.10)**

自立訓練には生活訓練と機能訓練がある。生活訓練というのは、知的障害または精神障害のある方に対して行う訓練。入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行うことである。

また、機能訓練というのは入所施設・病院を退所・退院した方や、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方、身体障害がある方に対して行う訓練。理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援を行うことである。機能訓練は18ヶ月、生活訓練は24ヶ月と利用期間が限られているので注意を要す。

*** 3 医療型障害児入所施設 (P.11)**

障害児の保護、日常生活に必要な訓練、知識や技能の付与のほか、専門医療の提供、リハビリの提供など専門的な支援を行う特長がある。福祉型障害児入所施設は、後の障害者福祉施策に繋げる支援をしていくが、医療型は繋げる支援に加え医療やリハビリなど専門的な支援も行うところに違いがある。

*** 4 重症心身障害児・者 (P.11)**

<大島分類>

					IQ
21	22	23	24	25	80
20	13	14	15	16	70
19	12	7	8	9	50
18	11	6	3	4	35
17	10	5	2	1	20
					0
身体機能	走れる	歩ける	歩行障害	すわれる	寝たきり

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。

さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)と呼ぶ。

一般的に左の表の1～4の区分が相当となる。

(大島分類：元東京都立府中療育センター院長大島一良博士による判定方法)

*** 5 療育 (P.11)**

障害のある子が、社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。

生活への不自由をなくすよう専門的な教育支援プログラムに則り、言葉や身体機能など発達に遅れの見られる子についてトレーニングをすること。



*** 6 モニタリング (P.14)**

利用者に介護サービスを提供しながら現状を観察し、適切なサービスを受けられているかを見守り・確認する意味で使われる言葉。障害者福祉サービスを受ける場合、相談支援事業所でサービス等利用計画案を作成しなくてはならないが、その計画案が適切であるかどうかを見極めなくてはならない。そのために定期的にモニタリングがなされる。利用者自身で作成した利用計画案（セルフプラン）についてはその限りではない。

*** 7 ケアマネジメント (P.14)**

社会的なケアを必要とする人々に対してもっとも効果的でかつ効率的なサービスや資源を紹介、斡旋するとともに、そのサービスが有効に利用されているかを継続的に評価する方法。



埼玉県内肢体不自由特別支援学校12校 高等部卒業生の進路状況

項目 \ 年度	H25	H26	H27
就 労	3	7	7
訓 練	0	0	1
訓練等給付	7	12	13
介護給付	79	75	66
地活等	1	4	5
進 学	1	4	0
在 宅	8	2	5
計	101	105	97

あとがき

平成28年4月に、「障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、ICT機器や福祉機器の進歩、医療機関等の支援体制の充実など様々な情報が飛び込んでくるようになりました。時代の変化は急激ですが、子どもたちの思いやそのそばに寄り添うご家族、学校職員をはじめとする子どもたちにかかわる一人ひとりの願いは変わりません。特別支援学校を巣立ち、変化の激しい社会へと飛び立つ子どもたちが、いつまでも輝くとともに生きがいを感じて過ごすことができるようにと、進路指導を担う県内の教員が集まりこの冊子を作成しました。是非ご活用ください。

(さいたま市立ひまわり特別支援学校長 石川 信和)

進路のしおり24号が完成しました。制作にあたり、多くの方々にお世話になりました。本当にありがとうございました。東京パラリンピックがニュースでも取り上げられるようになり障害者スポーツに対する理解も深まってきているように感じます。障害者の方々が生きやすい社会になっていくことを願いながらしおりの編集に取り組んできました。なお、記事に対するご意見、お問い合わせ等がございましたら、右記にある各校の編集委員までご連絡ください。

(編集委員：白鳥)

[訓練]

国立職業リハビリテーションセンター
東京障害者職業能力開発校など

[訓練等給付]

就労移行、就労継続A,B型、自立訓練(機能訓練等)

[介護給付]

生活介護、療養介護、施設入所

[地域活動支援センター(地活)等]

心身障害者地域デイケア施設も含む

「進路のしおり」第24号

発行日 2017年3月15日

<編集・発行>

◇埼玉県高等学校進路指導研究会特別支援教育部会
・肢体不自由特別支援学校小委員会

◇埼玉県肢体不自由特別支援学校進路指導研究会

- 高橋 盛也 県立和光特別支援学校
048-465-9770
- 堀口 和久 県立宮代特別支援学校
0480-35-2432
- 榊原 徹 県立日高特別支援学校
042-985-4391
- 高橋 彰 県立川島ひばりが丘特別支援学校
049-297-7753
- 船戸 浩二 県立熊谷特別支援学校
048-532-3689
- 井上 弘和 県立秩父特別支援学校
0494-24-1361
- 糸井 敏夫 県立越谷特別支援学校
048-975-2111
- 白鳥 武彦 さいたま市立ひまわり特別支援学校
048-622-5631
- 岩崎 裕之 富士見市立富士見特別支援学校
049-253-2820
- 谷田部 恵子 県立蓮田特別支援学校
048-769-3191
- 古谷 匡 県立所沢おおぞら特別支援学校
04-2951-1102
- 作美 利春 さいたま市立さくら草特別支援学校
048-712-0395

「障害」・「障がい」の表記について

文中では、「障害」・「障がい」と表記がされておりますが、本誌では作成者の意向を尊重し、そのままに編集いたしました。



<印刷所>

埼玉県社会福祉事業団

あさか向陽園

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台 1-10-6
TEL 048-466-1411 FAX 048-467-4127

文中のイラストの中で「Prop…」と記載されたものは障害者の在宅ワークのひとつとして取り組んでいる(社福)プロップ・ステーションの「チャレンジド イラスト・カット集」から転載をしています。また、川島ひばりが丘、ひまわり、さくら草特別支援学校の児童生徒の作品もイラストとして使わせてもらいました。